

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献します」というグループ理念のもと、「健康で快適な生活」と「環境との共生」の実現を通して、世界の人びとに新たな価値を提供し、社会的課題の解決を図っていくことをグループビジョン（目指す姿）としています。そのうえで、イノベーションを起こし、多様な事業の融合によりシナジーを生み出すことで、社会に貢献し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。そのために、事業環境の変化に応じ、透明・公正かつ迅速・果断に意思決定を行うための仕組みとして、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスの在り方を継続的に追求していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[原則2-2]・[補充原則2-2-1]（会社の行動準則の策定・実践）

[原則4-3]・[補充原則4-3-2]（内部統制・リスク管理体制の適切な整備）

平成27年10月、建材事業を担当する当社子会社の旭化成建材株式会社が行った杭工事の一部において、施工報告書の施工データに流用等があったことが判明しました。当社は、施工データの流用等について、社内調査委員会に加えて、外部調査委員会を設置し、現在、事実関係の調査と原因究明に取り組んでおります。今後、徹底的な原因究明と再発防止策を講じるとともに、リスク管理体制についても見直しを図ってまいります。株主、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの皆様からの信頼を回復すべく取り組んでまいります。

[補充原則4-11-3]（取締役会の実効性の分析・評価とその結果概要の開示）

当社は、取締役会の実効性を毎年定期的に振り返ることは重要であると考えており、取締役会の実効性の分析・評価のための方法を現在検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4]（政策保有株式の保有及びその議決権行使の基準）

当社は、純粋な投資目的以外の目的で保有する株式（政策保有株式）の保有とその議決権行使に関して、以下を方針とします。

1. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、事業・業務提携、資金調達、取引関係の維持・強化等経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式を保有します。
2. 主要な政策保有株式については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、保有目的、合理性を毎年定期的に取り締めに検証します。
3. 政策保有株式の議決権の行使については、当社及び投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か等を総合的に判断し、行使します。

[原則1-7]（関連当事者間の取引に関する手続きの枠組み）

当社は、会社法及び当社取締役会規程に従い、当社と取締役との利益相反取引について取締役会の承認を要し、当該取引の状況等に関して取締役会に報告することとしており、今後も維持・継続してまいります。

また、当社又は当社グループと取締役又は取締役が実質的に支配する法人との取引の有無及び内容について定期的にチェックしており、今後も維持・継続してまいります。

なお、主要株主（当社の総株主の議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者）に該当する株主は現在存在していませんが、万が一主要株主との間での取引が発生した場合でも、その取引の重要性や性質に照らし、当社に不利益にならない手続きを維持してまいります。

[原則3-1]（情報開示）

(1) 企業方針・経営方針

当社ホームページの企業方針及び経営方針のページをご参照ください。

(企業方針)

<http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/aboutasahi/vision/>

(経営方針)

<http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/management/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「基本的な考え方」については、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(基本方針)

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利を実質的に確保するために適切な対応を行うとともに、外国人株主や少数株主に配慮し、権利行使に必要な情報を適時・適確に提供することをはじめ株主の権利行使に係る適切な環境を整備してまいります。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、「健康で快適な生活」と「環境との共生」の実現を通して、世界の人びとに新たな価値を提供し、社会的課題解決を図っていくことをグループビジョン（目指す姿）としており、各ステークホルダーとの適切な協働に努めます。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、様々なステークホルダーに向けて、財政状態や業績等の財務情報とともに、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組んでいきます。

4. 取締役会の責務

当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、経営戦略の大きな方向性を示し、経営陣によるリスクテイクを支える環境整備を行い、さらに、独立した客観的な立場から当社の経営の監督を実効的に行っていきます。

5. 株主との対話

当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を図るための体制を整備し、積極的に対話を推進していきます。

(3) 取締役報酬決定方針

本報告書の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役・監査役候補指名の方針と手続

取締役候補者の選出にあたっては、取締役に相応しい識見、能力等に優れた者を候補者としています。社内取締役にについては、担当領域における専門的知識、経験、能力等を備えていると考えられる者を候補者として選定しています。一方、社外取締役にについては、高い識見を踏まえた客観的な経営の監督を期待し、それに相応しい経営者、学識経験者、官公庁出身者等で、豊富な経験の持ち主を幅広く候補者としています。

監査役候補者の選出にあたっては、監査役に相応しい識見、能力等に優れた者を候補者としており、選出には監査役会の同意を得ることを必須としています。また、財務・会計に関する知見を有している者が1名以上になるよう配慮しています。

取締役及び監査役候補の指名に関する客観性と透明性をより一層高めるため、社外取締役に主たる委員とする指名諮問委員会を設置し、取締役会の構成・規模、役員の指名方針等についての検討に参画頂き、助言を得ることにしています。

(5) 取締役・監査役候補の指名についての説明

当社は、取締役及び監査役候補者の選任を提案する際、株主総会の招集通知に候補者の略歴を記載し、社外取締役に及び社外監査役の候補者については各々の選任・指名理由を記載していましたが、第125期定時株主総会の招集通知から、全ての取締役・監査役候補について各々の選任・指名理由を記載していきます。

[補充原則4-1-1](経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、法令に従い取締役会の決議事項とすることが定められている事項並びに重要性及び性質等に鑑みて定めた当社及び当社グループに関する事項を取締役会の決議事項と定めるとともに、グループ決裁権限規程において、経営計画に関する事項、投融资に関する事項、資金調達・資金管理に関する事項、組織及び管理制度に関する事項、研究開発及び生産技術に関する事項等についてきめ細かな決裁基準を設けて、経営戦略会議、事業会社に対して権限委譲しています。

[原則4-8](3分の1以上の独立社外取締役に選任するための取組み方針)

当社取締役会では、9名の取締役のうち、3名が独立社外取締役であり、取締役のうち3分の1以上を独立社外取締役に占めています。

[原則4-9](社外役員に関する独立性判断基準)

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立性を有すると認定するにあたっては、以下のいずれにも該当することなく、公正かつ中立的な立場で職務を果たしうることを確認します。

1. 現在及び過去10年間に当社グループの業務執行者(業務執行取締役、執行役員、従業員等)であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者(年間連結売上高の2%以上が当社グループである法人)又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先(当該取引先による当社グループへの支払いが当社の年間連結売上高の2%以上を占める場合、又は、当社連結総資産の2%以上の金銭の借入先)又はその業務執行者
4. 当社からの役員報酬以外に、当社グループから個人として多額の金銭その他財産上の利益(年間1千万円以上)を得ている者
5. 当社グループから多額の寄付・助成(年間1千万円以上)を受けている者又はその業務執行者
6. 当社グループの主要株主(当社の総株主の議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
7. 当社グループの役員・従業員を役員に選任している法人の業務執行者
8. 当社グループの会計監査人又はその所属者
9. 過去3年間、上記2から8に該当する者
10. 上記1から8のいずれかに該当する近親者(配偶者、2親等内の親族及び生計を共にする者)がいる者(ただし、上記1から3、5から7の「業務執行者」は「重要な業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員等)」に読み替えるものとする)

[補充原則4-11-1](取締役会の多様性及び規模に関する考え方)

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、多様な事業を営む当社グループの業務執行を監督・監査しうるに足る取締役個々の経験、専門性、資質等を踏まえ、知識・経験・能力等の多様性を考慮して取締役会の構成を考えています。また、活発で実質的な議論が取締役会でできるように、取締役の員数を12名以内とすることを定款において定めています。

なお、社外取締役に主たる委員とする指名諮問委員会を設置し、当社として最適な取締役会の構成及び規模についての検討に参画頂き、助言を得ることにしています。

[補充原則4-11-2](取締役及び監査役の兼任状況の開示)

当社の取締役は原則として当社以外に4社以上の上場会社の取締役を兼任できない旨の基準を定めています。取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況につきましては、当社ホームページ掲載の第124期定時株主総会招集通知25頁及び45から50頁の記載のとおりです。

(株主総会招集通知等)

http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/stock_information/meeting/

[補充原則4-14-2](取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役及び監査役それぞれのパフォーマンス向上を目的に、それぞれの役員に適したトレーニング施策を実施しております。

社外取締役及び社外監査役には、当社グループについて一層の理解を深めて頂くことを目的に、工場・研究施設の見学や研究発表会等への参加の機会を設けています。

社内取締役に、就任までに新任取締役向けの研修に参加するなど、役員としての役割・責務や必要な知識、心構え等を学ぶ機会を提供しています。また、毎年経営をテーマとする社内研修を行うとともに、有識者による講演会を適宜開催し、知識を更新する機会も設けております。

監査役については、公益社団法人日本監査役協会等の主催する各種研修に適宜参加して、監査役の職務遂行に必要な知識や方法を習得するとともに、実地監査及び取締役等のヒアリングの機会を通じて現場の状況把握にも努めています。

[原則5-1](株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するべく、株主・投資家の皆様との建設的な対話を図るための体制整備・取組みに関する方針を以下の通り定めています。

1. IR体制

当社は、株主・投資家との対話については社長が統括しますが、その円滑な実施を確保するためにIR統括責任者を選任し、IRを担当する専門組織としてIR室を設置しています。IR統括責任者は、経営戦略・経理・財務を掌管する執行役員が務め、IR室長が経営戦略室、経営管理部、財務部その他関連部署と密接に連携しながら、これを補佐します。

2. 情報開示と対話の方法

(1)適時適切な情報開示

当社は、法定開示はもとより、当社グループへの理解を深めるのに資する情報についても積極的に開示する方針を採っています。そのため、ホームページをはじめとする媒体を通じて、業績、事業内容、経営方針等をタイムリーに分かりやすく情報発信することに努めます。

(2)対話の方法

機関投資家及び報道機関の皆様との随時のミーティングのほか、経営状況説明会、四半期毎の決算説明会を開催し、情報開示の公平性を極力確保するため、これら説明会の説明資料、音声データ並びにQ&Aを含む議事録について、日本語及び英語で遅滞なくホームページで公開しています。さらに、トピックとなる事業及び商品に関する説明会も適宜開催し、個人投資家の皆様には、全国各地で、様々な機会を捉えて個人投資家向け説明会を実施しています。

3. 社内へのフィードバック

株主・投資家から頂いた意見や要望は、適宜、IR統括責任者より取締役会、経営戦略会議等に報告し、その共有を図ることとしています。

4. インサイダー情報の管理と沈黙期間

当社は情報開示規程、インサイダー取引管理規程を定め、情報開示は公平に行い特定の者に選別的な開示は行わないこと及びインサイダー情報の守秘義務を明記し、これを遵守しています。

とりわけ、決算情報については、その漏洩を防ぎ、情報開示の公平性を確保するため、原則として決算発表日前の約3週間を株主・投資家との決算情報に対する問い合わせへの対応やコメント等の対話を控える「沈黙期間」として設定しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	73,562,000	5.27
日本生命保険相互会社	73,000,954	5.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	57,010,161	4.08
株式会社三井住友銀行	35,404,956	2.53
旭化成グループ従業員持株会	33,841,957	2.42
株式会社みずほ銀行	20,269,836	1.45
東京海上日動火災保険株式会社	20,215,463	1.45
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託みずほ銀行口	19,800,000	1.42
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	19,551,480	1.40
住友生命保険相互会社	19,517,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
-
5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
-

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市野 紀生	他の会社の出身者								△			
白石 真澄	学者								○			
安達 健祐	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市野 紀生	○	市野紀生氏は、当社グループ(旭化成株式会社およびその連結対象子会社)と取引実績のある、東京瓦斯株式会社の出身です。ただし、当社グループと東京瓦斯株式会社の年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、市野氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	市野紀生氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映して頂くためであります。
白石 真澄	○	白石真澄氏は、関西大学政策創造学部教授です。ただし、当社グループと関西大学の年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、白石氏	白石真澄氏を社外取締役候補者とした理由は、大学教授としての経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映して頂くためであります。

		の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、白石氏は、過去に当社の経営諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも白石氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	
安達 健祐	○	安達健祐氏は、当社グループと取引実績のある、経済産業省の出身です。ただし、当社グループと経済産業省との年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、安達氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、安達氏は、過去に当社の経営諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも安達氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	安達健祐氏を社外取締役候補者とした理由は、産業・経済政策における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映して頂くためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

経営の透明性・客観性をより高めるために、社外取締役を主たる委員とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、当社にとって最適な取締役会の構成・規模、取締役・監査役候補の指名方針、社外役員に関する独立性判断基準、取締役の報酬方針・報酬制度、取締役個々人の業績評価に基づく報酬等の検討について社外取締役に積極的に参画頂き、助言して頂くこととしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携については、監査役が会計監査人との間で監査計画の確認を行うとともに、四半期連結会計期間末並びに連結会計年度末に会計監査人から当社及び事業会社等の監査結果の報告を受けています。監査役と内部監査部門である監査部との連携については、監査部と監査役が定期的な連絡会などを通じて連携を強化し、当社グループとしての、法令などの遵守及びリスク管理などに関する内部統制システムの有効性について確認しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 公司	公認会計士										△			
真壁 昭夫	学者							△			○			
伊藤 鉄男	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 公司	○	小林公司氏は、当社グループと取引実績のあった中央青山監査法人の出身です。ただし、当社グループと中央青山監査法人との間には現在取引はないため、小林氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、小林氏は、過去に当社の経営諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも小林氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	小林公司氏を社外監査役とした理由は、公認会計士としての企業財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき監査頂くためであります。なお、小林氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
真壁 昭夫	○	真壁昭夫氏は、当社の主要な借入先である(株)みずほ銀行の出身です。ただし、同氏は2005年7月に同行を退職し、すでに10年が経過していること、また、同行在職中は多くの大学で教鞭を執る等その活動の中心を学究活動に遷していることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、真壁氏は、当社グループと取引実績のある、信州大学経済学部教授です。ただし、当社グループと信州大学との年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、この点においても真壁氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、真壁氏は、過去に当社の経営諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも真壁氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	真壁昭夫氏を社外監査役とした理由は、大学教授としての経済・金融に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき監査頂くためであります。なお、真壁氏は、大学等で経済・金融を長年指導・研究しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
伊藤 鉄男	○	伊藤鉄男氏は、当社グループと取引実績のある西村あさひ法律事務所所属の弁護士です。ただし、当社グループと西村あさひ法律事務所の年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、伊藤氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、伊藤氏は、当社の経営諮問委員会の委員に就任していますが、報酬額は僅少であり、この点でも伊藤氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	伊藤鉄男氏を社外監査役候補者とした理由は、検察官及び弁護士としてのコンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき監査頂くためであります。

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役3名及び社外監査役3名の全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社グループ連結業績及び個別業績によって定められるキャッシュベースの業績連動報酬を導入しています。業績評価は、売上高、営業利益、ROA等の経営指標とともに、個別に設定する目標の達成度合い、達成内容を踏まえ、業績への寄与度、貢献度等も加味して総合的に評価されます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を事業報告及び有価証券報告書において開示しています。

(株主総会招集通知等)

http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/stock_information/meeting/

(有価証券報告書)

http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/library/financial_report/報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、予め取締役会で承認された報酬体系に従い決定することとし、各取締役の役位毎に定められた固定額の基礎報酬、当社グループ連結業績及び個別業績によって定められる業績連動報酬で構成されています。業績評価は、売上高、営業利益、ROA等の経営指標とともに、個別に設定する目標の達成度合い、達成内容を踏まえ、業績への寄与度、貢献度等も加味して総合的に評価されます。なお、報酬水準については、外部専門機関の調査データ等を勘案して決定しています。

取締役報酬の客観性と透明性をより一層高めるため、社外取締役を主たる委員とする報酬諮問委員会を設置し、役員報酬制度や運用についての検討に参画頂き、助言を得ることにしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役には、当社グループについて一層の理解を深めて頂くことを目的に、工場・研究施設の見学や研究発表会等への参加の機会を設けています。また、毎月の取締役会の議案について、資料の早期配布、可能な限り社外取締役及び社外監査役への事前説明を実施しております。また、監査役会の機能充実及び社外監査役との円滑な連携・サポートを図るため、専任スタッフによる監査役室を設置しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 監督及び監査

(1) 取締役会は、取締役9名中3名(3分の1)が独立性を有する社外取締役で構成され、法令・定款に従い取締役会の決議事項とすることが定められている事項並びに当社及び当社グループに関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の業務執行を監督しています。

(2) 取締役会の下には、社外取締役を主たる委員とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、当社にとって最適な取締役会の構成・規

模、取締役・監査役候補の指名方針、社外役員に関する独立性判断基準、取締役の報酬方針・報酬制度、取締役個々人の業績評価に基づく報酬等の検討について社外取締役に積極的に参画頂き、助言して頂くこととしています。

(3) 監査役会は、監査役5名中3名(過半数)が独立性を有する社外監査役で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務状況の調査などを通じ、取締役の職務遂行の監査を行っています。監査役会の機能充実及び社外監査役との円滑な連携・サポートを図るため、専従スタッフによる監査役室を設置しています。

(4) 会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査については、PwCあらた監査法人が監査を実施しています。

(5) 監査部を設置し、監査計画に基づき内部監査を実施しています。スタッフ部門のそれぞれが行う内部監査の結果についても、監査部に情報が一元化され、内部監査の結果は取締役会に報告されています。

2. 業務執行

(1) 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確にしています。

(2) グループ決裁権限規程において、経営計画に関する事項、投融資に関する事項、資金調達・資金管理に関する事項、組織及び管理制度に関する事項、研究開発及び生産技術に関する事項等についてきめ細かな決裁基準を設けて、取締役会から経営戦略会議、事業会社に対して権限委譲しています。

3. 企業倫理・リスクマネジメント等

(1) 企業倫理委員会を設置し、企業倫理に関する方針決定・企業倫理全般に関する審議を行っています。

(2) レスポンシブル・ケア(RC)委員会を設置し、環境保全、製品安全、保安防災及び労働安全衛生・健康にかかわる事故の発生の未然防止及び再発防止策について審議を行っています。

(3) リスク管理委員会を設置し、当社グループにおける実効的なリスク管理のため、当社グループにおけるリスクの指定、リスクの評価、対応策の策定を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外役員が相当数を占める取締役会及び監査役会による監督・監査の仕組みを有する一方、執行役員制度による迅速な意思決定も確保できることから、監査役(会)設置会社としてのコーポレート・ガバナンス体制が現時点において最適と考えております。

なお、コーポレート・ガバナンスの柱である取締役の指名・報酬の決定についての透明性・客観性を一層高めるために、取締役会の下に諮問委員会を設置し、各プロセスに社外取締役に関与頂くことにしています。

当社では、今後も事業環境の変化に応じ、最適なガバナンス体制を追求していきます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であると認識し、第125期定時株主総会以降、株主総会の開催日がいわゆる集中日にならないよう設定します。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じての議決権の行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページへの招集通知の掲載(和英)を行っています。
その他	株主総会招集通知の発送に先立って、当社ホームページに招集通知の電子データを掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しています。 http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、年数回、IR責任者による会社説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年4回の決算説明会と、年1回の経営説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国及びアジアの投資家への個別訪問を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報サイトに各種IR資料を掲載しています。 http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として「IR室」を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、グループで働くすべての従業員が持つべき共通価値観としてグループバリューを定めています。その中でお客様や地域社会、投資家、従業員等のすべてのステークホルダーに対して常に「誠実」であることを求め、ステークホルダーの立場の尊重を図っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの環境保全活動については企業倫理に関する方針及びレスポンシブル・ケア方針を定め、「地球環境を保全していくために、企業としての責任を強く自覚し、製品の開発・製造・使用・廃棄後の処理を含め、環境・安全・健康に配慮した経営を実施する」ことを掲げています。また、CSR活動については「コンプライアンスの徹底」「レスポンシブル・ケアの推進」「社会との共生」「社員の個の尊重」を重点活動と捉えて事業活動を行うとともに、事業活動を通じてステークホルダーに貢献することで企業の社会的責任を果たすことに努めています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等については、「情報開示に関する基本方針」及び「情報開示規程」を定めており、お客様、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会等のステークホルダーをはじめとして、広く社会全体に、企業情報を公正、公平、正確に、かつ可能な限り速やかに情報開示することに努めています。また、コミュニケーション活動に関しては、ステークホルダーや広く社会との双方向のコミュニケーションに努めることで、信頼関係を築きながら、当社グループに対する理解を促進し、ブランド力と企業価値の向上を目指します。
その他	当社グループは、人財理念に「多様性の尊重」を掲げ、すべての従業員が生き生きと活躍できる会社でありたいと考えています。女性の活躍推進に関しては1993年にEO推進室(現ダイバーシティ推進Gr)を設置し、女性の職域を拓げ、両立支援施策を充実させてきました。今後も計画的な育成と公平な評価によって着実に女性管理職を増やし、その結果、2020年に女性管理職を2014年の2倍とする計画です。そのために、候補となる女性が着実に管理職に育成されるよう支援していきます。例えば、メンタープログラム、ロールモデルとの対話等を実施し、風土醸成のために、部長を対象としたダイバーシティ研修や社内報でのPR等を行っています。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について次のとおり決定しています。

1 取締役の職務執行のコンプライアンス体制

- (1) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
- (2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- (3) 当社は、取締役会規程において、1. 重要な財産の処分及び譲受、2. 多額の借入れ及び債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
- (4) 当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、それぞれ取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。

2 情報の伝達報告及び保存管理の体制

- (1) 当社は、株主総会、取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議にて、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を、法令、定款、取締役会規程及びグループ決裁権限規程等に基づき、適切に付議・報告し、議事録を作成したうえで、これを適切に保存・管理している。また、重要な決定事項・報告事項について事業会社経営幹部に伝達している。
- (2) 当社社長は、事業会社及びその主たる子会社の経営に係る重要な意思決定、業績などについて、事業会社監査役等によるモニタリング結果の報告を定期的に受けている。
- (3) 当社社長は、事業会社社長から、概ね四半期毎に業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認している。
- (4) 当社及び当社グループは、経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などを、所管部場で作成し、適切に保存・管理している。

3 損失の危険の管理の体制

- (1) 当社は、リスク管理基本規程を定め、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にしている。なお、リスク管理を所掌する組織として、リスク管理委員会及び総務部内にリスク対策室を設置している。
- (2) 当社は、グループ決裁権限規程において、当社の取締役会・経営戦略会議での決裁事項及び事業会社での決裁事項を定めている。
- (3) レスポンシブル・ケア、コンプライアンスなどに関する当社及び当社グループのリスクへの対応については、それぞれの所管部場において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施している（注：レスポンシブル・ケアとは、環境安全、保安防災、製品安全、労働安全衛生・健康への対応をいう）。
- (4) 当社は、内部統制管理規程を定め、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全という内部統制の目的を明らかにするとともに、当社グループ全体の内部統制に関わる権限と義務を定めている。また、内部統制に係る活動を円滑かつ効果的に推進するため、監査部に当社グループ全体の当該活動を統括するグループを設置している。

4 効率性の確保の体制

- (1) 当社グループは持株会社制を採用し、事業の性質に応じて迅速かつ柔軟な意思決定ができる仕組みを確保している。
- (2) 当社は、業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確にしている。
- (3) 当社は、経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、グループ決裁権限規程に定められた決裁事項の決定を行っている。
- (4) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。
- (5) 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に取締役に提供している。

5 当社グループのコンプライアンス体制

- (1) 企業の社会的責任を果たすために、当社社長が、直轄する各委員会を通じて当社グループ全体のCSRを推進する体制をとっている。
- (2) 企業倫理に関する方針・行動基準及びコンプライアンスに関する諸規程は原則として当社グループ全体に適用されており、当社及び当社グループの役員及び従業員に企業倫理に関する冊子を配布するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
- (3) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図るために、コンプライアンス担当の執行役員を任命するとともに、コンプライアンス担当執行役員を委員長とする企業倫理委員会を設置し、当社グループ全体の企業倫理に関する方針・行動基準の遵守状況をモニタリングする体制にしている。
- (4) 当社は、コンプライアンスホットライン（内部通報制度）を導入し、グループに働く全ての人が利用できる仕組みを設けている。
- (5) 内部監査部門の役割も担う監査部が、当社グループの全部場における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施している。

6 監査役支援の体制

- (1) 当社は、監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置している。
- (2) 監査役室所属の使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。
- (3) 監査役室所属の使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないことにしている。
- (4) 監査役室所属の使用人は専任制としている。
- (5) 監査役室所属の使用人には、監査役による監査を実効的に行うために、必要な人数を確保するとともに、必要な専門能力及び豊富な業務経験を有する人員を置いている。

7 監査役への報告の体制

- (1) 取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査役に報告すべき事項及び報告の方法を定めている。
- (2) 監査役は、毎年度末に取締役に対し職務遂行状況に関する確認書の提出を求めている。
- (3) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社の取締役及び使用人ならびに当社グループの取締役、監査役及び使用人に報告を求めることができる。
- (4) 監査役は企業倫理委員会に出席し、コンプライアンスに関わる事案の報告やコンプライアンスホットライン（内部通報制度）事務局からの報告を受けている。
- (5) 上記(3)及び(4)の報告をした者（ホットライン通報者を含む）は当該報告をしたことを理由として一切の不利な取扱いを受けないものとする。

8 監査にかかる費用負担の方針

- (1) 当社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- (2) 当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等について、一定額の予算を設ける。

9 その他監査役監査の実効性確保の体制

- (1) 監査役が、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、監査部及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施する体制になっている。
- (2) グループ監査体制の実効性を高めるために、当社の監査役が、事業会社監査役と定期的に意見交換を実施する体制になっている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち、反社会的勢力と断固として闘い、いかなる利益供与、取引その他の関係を持つてはならないことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応統括部署である総務部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制の概要＞

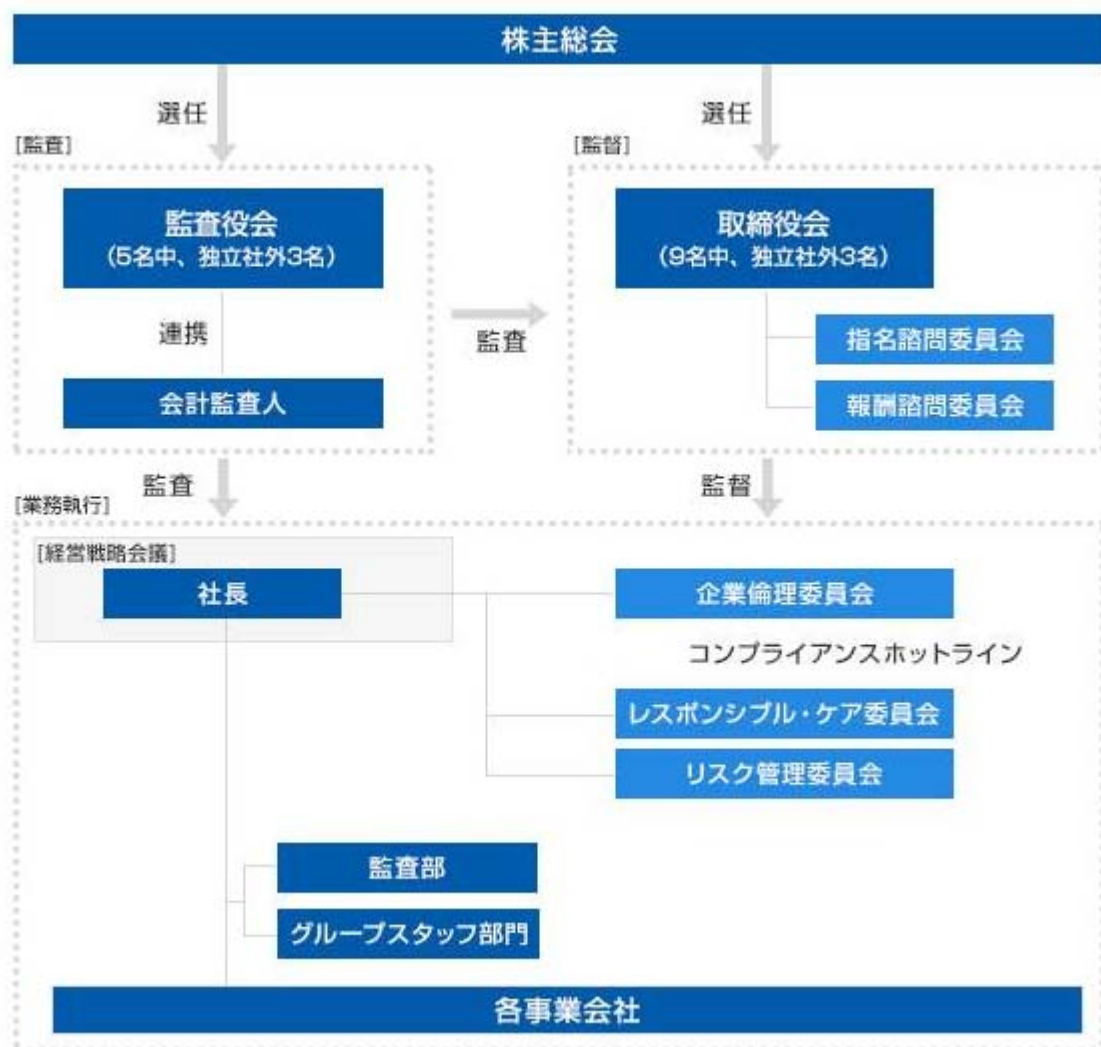
1. 適時開示に関する基本姿勢

当社グループでは、「情報開示に関する基本方針」及び「情報開示規程」において、お客様、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会等のステークホルダーをはじめとして、広く社会全体に、企業情報を公正・公平・正確に、かつ可能な限り速やかに情報開示することに努めることを原則としています。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

- (1) 当社グループでは、適時開示等の情報開示については、当社及び子会社等を適用対象とする「情報開示に関する基本方針」並びに「情報開示規程」を定め、「適時公開（機関決定・事実発生後すみやかに公表する）」を基本原則としています。
- (2) 「情報開示に関する基本方針」及び「情報開示規程」の目的を達成するために、当社グループでは情報開示委員会を設置しています。
- (3) 当社グループでは、「適時開示規則」に基づく情報取扱責任者は総務部長とし、情報開示の役割と責任を担う総務部およびIR室を情報開示主管部場としています。情報開示主管部場は、情報開示委員会に適時適切な会社情報の開示状況についての報告をします。
- (4) 当社グループの「情報開示規程」に定める重要会社情報が発生した場合、情報開示主管部場である総務部広報室は、情報所管部場から重要会社情報を集約するとともに、適切な情報の管理を行います。
- (5) 情報開示については、総務部広報室にて、開示内容・時期・方法等を決定し、証券取引所等への登録・公表も行います。決定事実及び決算情報については、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。
- (6) 適時開示管理体制の監査は、適時開示関連部門および監査部ならびに監査役により行われます。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス模式図】



【参考資料：適時開示の体制およびフロー】

